

大磯町いけがき設置奨励事業補助金交付要綱

昭和62年6月1日

大磯町告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災及び良好な景観の形成並びに家庭緑化を推進するために行う、いけがきの設置に要する経費を補助することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「いけがき」とは、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹又は丸太等を補助材料に用いたかきねであつて、次の各号に掲げる要件を備えたものをいう。

- (1) 国、県若しくは町の管理道路（隣接水路を含む。以下「公道」という。）及び開発行為によって整備された私道又は公共緑地に接する部分の総延長が3メートル以上のものであること。
- (2) 住宅を目的とした建物の用地に設置するものであること。
- (3) 樹木の高さは、おおむね90センチメートル以上であること。
- (4) 樹木の植栽本数は、延長1メートルにつき原則として3本以上であること。
- (5) 植樹帯は、30センチメートル以上であること。
- (6) 樹木の種類は、町長が推奨するもので樹木が健全であること。

(補助対象)

第3条 町長は、町内に住宅用地を所有し、又は管理する者が、当該住宅用地にいけがきを設置するにあたり、必要な経費について補助するものとする。ただし、法人を除く。

2 大磯町景観計画に規定する景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）にあつては、前条第1号に定める総延長は、2メートルと読み替えるものとする。

(交付金額)

第4条 補助金額は、いけがきの延長1メートルにつき2,000円とする。ただし、重点地区においては、1メートルにつき2,500円とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、いけがきを新設する場合にあつては5万円、既存のいけがきを撤去して設置する場合にあつては3万円とする。ただし、既存いけがきの撤去費用については、補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、いけがき設置奨励事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第5条の規定による交付決定通知は、いけがき設置奨励事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、いけがき設置奨励事業補助金実績報告書（第3号様式）により、事業完了の日から1月以内に行うものとする。

（補助金の額の確定の通知）

第8条 規則第10条の規定による補助金の額の確定の通知は、いけがき設置奨励事業補助金確定通知書（第4号様式）によるものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 規則第11条の規定による補助金の交付請求は、いけがき設置奨励事業補助金交付請求書（第5号様式）によるものとする。

（遵守事項）

第10条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病虫害の防除、公道へのはみ出しの防止等いけがきの良好な管理育成に努めなければならない。

（適用除外）

第11条 次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しないものとする。

- (1) この要綱に基づき補助金の交付を受けたいけがきを5年以内に再整備する場合
- (2) 町税を滞納している者
- (3) 公道の新設又は改良による移転補償に係るもの
- (4) いけがき設置の前面道路において、建築確認上の道路後退がなされていないもの

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成9年10月31日大磯町告示第49号）

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成13年9月12日大磯町告示第51号）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日大磯町告示第7号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月11日大磯町告示第70号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の大磯町いけがき設置奨励事業補助金交付要綱の規定は、この

告示の施行の日以後に受理した申請について適用し、同日前までに受理した申請については、なお従前の例による。